

平成 30 年 3 月 1 日

雫石町再生可能エネルギーの利用等に関する指針

第 1 目的

この指針は、雫石町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例（平成29年雫石町条例第19号。以下「条例」という。）第7条の規定により、地域のエネルギー利用と持続可能な地域づくりに関する方針、住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項、地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項及び生活環境に関して配慮すべき重要事項、その他町長が必要と認める事項を定めるものである。

第 2 定義

この指針における用語の意義は、条例の例による。

第 3 地域のエネルギー利用と持続可能な地域づくりに関する方針

地域のエネルギー利用は、第一にエネルギー利用の効率化、第二にエネルギー利用の最適化、第三に地域の再生可能な資源を活用したエネルギーの生産、第四に情報共有と住民参画を基本原則とし、化石燃料等の利用抑制と地域の活力の向上を図ることにより、持続可能な地域づくりに資するものとする。

1 エネルギー利用の効率化

建築物の断熱化及び機器の効率化、公共交通の利用促進等により、エネルギー消費量の抑制に努める。エネルギー利用の効率化への投資に際しては、エネルギー支出の削減によって投資回収できる可能性及び地域経済の活性化に配慮する。

2 エネルギー利用の最適化

暖房及び給湯、調理等の熱利用において、エネルギー消費全体での環境負荷を考慮したエネルギー源の選択により、環境負荷の抑制に努める。

3 地域の再生可能な資源を活用したエネルギーの生産

地域の住民及び事業者の参画する再生可能エネルギーの利用又は事業の促進により、再生可能エネルギーの活用に努める。再生可能エネルギーの利用又は事業の促進に際しては、地域の所得の向上及び地域経済の活性化に配慮する。

4 情報共有と住民参画

地域のエネルギー利用に係る情報について、広範な共有に努めるとともに、施策、取組及び事業について、情報の広範な共有及び住民の主体的な参画の確保に努める。

第4 住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項

条例第15条に規定する地域主導型事業の認定基準を明確にするため、住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項について定める。

1 住民による主体的な再生可能エネルギーの利用

(1) 事業体

事業のリスクと住民生活のリスクが分離された事業体であること。

(2) 事業の所有

事業を行う事業体の資本金の過半数を住民が出資していること。

(3) 事業の運営

事業体の最高決定機関における議決権の過半数を住民が有していること。

2 地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用

(1) 透明性

事業に係る情報を関係機関及び住民に提供する体制を整えていること。

(2) 監査

関係法令及び関係条例等に抵触せず、第三者による監査の体制を整えていること。

(3) 合意形成

住民との合意形成に努め、誠実に対応する体制を整えていること。

3 持続可能な地域づくりへの寄与

(1) 自然環境等

自然環境及び土地利用、景観等との調和が図られていること。

(2) 調達

できる限り町内の事業者又は住民に発注すること。

(3) 収益

収益をできる限り地域のために活用すること。

第5 地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項

条例第12条に規定する特定事業者に対する助言の考え方を明確にするため、地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項について定める。

1 地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用

(1) 透明性

事業に係る情報を関係機関及び住民に提供する体制を整えること。

(2) 法令遵守

関係法令及び関係条例等に抵触せず、町の施策に協力すること。

(3) 合意形成

住民との合意形成に努め、誠実に対応する体制を整えること。

2 持続可能な地域づくりへの寄与

(1) 自然環境等

自然環境及び土地利用、景観等との調和を図ること。

(2) 調達

できる限り町内の事業者又は住民に発注するよう努めること。

(3) 収益

収益の一部を地域のために活用するよう努めること。

(4) 施工

関係法令を遵守するとともに、できる限り町内の事業者又は住民に発注するよう努めること。

(5) 維持・管理

自然環境及び生活環境に配慮すること。

(6) 事業終了後の措置

責任をもって設備を撤去すること。

第6 生活環境に関して配慮すべき重要事項

再生可能エネルギー事業に当たって生活環境に関して配慮すべき重要事項について定める。

1 生活環境等に対する配慮事項

(1) 事業者は、事業による周辺住民の生活や健康（以下「生活環境等」という。）への影響を予見し、十分に配慮するものとする。

(2) 事業者は、生活環境等に係る配慮事項に関して、周辺住民と合意が成立している場合には、その合意事項を優先するものとする。

2 自然環境及び景観への配慮事項

(1) 事業者は、事業による自然環境及び景観への影響を予見し、十分に配慮するものとする。

(2) 事業者は、設備の設置等に当たっては、その配置、デザイン及び色彩等に配慮し、地域の自然や建築物等と調和した良好な景観形成に努めるものとする。

3 防災への配慮事項

(1) 事業者は、雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講じるものとする。

(2) 事業者は、災害が発生した場合の対応・連絡体制をあらかじめ定めるものとする。

第7 特に定める事項

この指針は、社会情勢の変化及び特に必要と認められる事案が生じた場合など、必要に応じて改定するものとする。